

河内長野市立障害者福祉センターの指定管理者の指定について

河内長野市立障害者福祉センターの指定管理者について、下記のとおり河内長野市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）での選定結果を受けて候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項及び河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、令和3年12月市議会定例会において指定の議決を経て指定しましたので、公表いたします。

1. 公の施設名称等

河内長野市立障害者福祉センター

2. 指定管理者

団体名 社会福祉法人 河内長野市社会福祉協議会
住 所 河内長野市喜多町663番1
代表者 会長 溝端 秀幸

3. 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 選定の経過

(1) 公募の経過

○公告日 令和3年7月6日
○募集要項の配布 令和3年7月8日～令和3年7月26日
○説明会の開催 令和3年7月28日
○申請書の受付 令和3年8月23日～令和3年8月31日

(2) 応募団体数 1者

(3) 選定委員会の経過

① 選定委員会委員

・東部 昌也 市 副市長（委員長）
・大林 巖 市 総務部長（副委員長）
・中橋 栄一 市 福祉部長
・武田 宗久 学識経験者（公認会計士）
・金谷 重樹 学識経験者（大学教授）
・永榮 久仁子 学識経験者（弁護士）
・神部 智司 学識経験者（大学教授）

② 選定委員会の開催日 令和3年10月7日

③ 選定委員会審査結果

(1) 応募団体名 社会福祉法人 河内長野市社会福祉協議会

(2) 審査結果

審査項目	評価
1 平等利用の確保及びサービスの向上が図られる。	○ (7/7)
2 施設の効用を最大限発揮するものであること。	○ (7/7)
3 施設の適切な維持管理及び経費縮減が図られる。	○ (7/7)
4 適切な管理運営体制を有するものである。	○ (7/7)
5 その他施設の性質又は目的に応じたものである。	○ (5/7)

④選定委員会選定理由

上記各審査項目について審査を行い、総合的に評価した結果、河内長野市立障害者福祉センターの設置目的を達成するうえで適格な団体であると認めため。

5. 総評

上記のとおり、選定委員会での審査の結果、社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会を候補者として決定し、令和3年12月市議会定例会において指定管理者の指定の議決を経ましたので、河内長野市立障害者福祉センターの指定管理者として指定いたしました。